

【10月4日】

【法改正】（参照：[健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について](#)）

・ P 7 4 1 章 健康保険法 37 課 (2)

前 40万4,000円

後 40万8,000円

前 1万6,000円

後 1万2,000円

※ 合計額の「42万円」は変わりません。

【11月21日】

・ P 1 5 0 2 章 国民年金法 31 課 (1)②

⇒以下の二行をカット

（参照：[寡婦年金：日本年金機構](#)）